

《 訂 正 表 》

『土地家屋調査士 最強の調査士法〔改訂版〕』において，以下のような誤りが判明いたしました。お客様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますと共に，下記のように修正いただくようお願い申し上げます。



(2021 年 8 月 17 日更新)

訂正箇所	誤	正
P79	(2番の解説が欠落しておりました。)	2 正しい。土地家屋調査士法人は，その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するものとされている（法32条）。